

令和元年文部科学省令第六号

大学等における修学の支援に関する法律施行規則  
大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の規定に基づき、並びにこの法律を実施するため、大学等における修学の支援に関する法律施行規則を次のように定める。

（短期大学及び高等専門学校の専攻科）

第一条 大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の文部科学省令で定める短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科（以下「認定専攻科」という。）とする。

（大学等の確認要件）

第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二 大学等の設置者（国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号及び第四条第二項において同じ。）、独立行政法人（人國立高等専門学校機構、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次条第一号において同じ。）及び学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第百五十二条第五項に規定する法人をいう。次条第一号イ及びロにおいて同じ。）（第四号ロ及び第四条第三項において「大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人」という。）の役員（監事を除く。）のうちに、その任命又は選任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者（第三項において「学外者」という。）が一人以上含まれること。

三 大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価（イにおいて「成績評価」という。）の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。  
イ 毎年度、授業計画書（授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方針及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したもの）を公表すること。  
ロ 大学等が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位の授与又は履修の認定を行うこと。

ハ 学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるもの（以下「G.P.A等」という。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行うとともに、別表第二備考第二号に規定する学部等ごとにG.P.A等の分布状況を把握すること。

四 大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。）が関係法令の規定に基づき作成すべき財務諸表等（当該関係法令の規定に基づき作成すべき財務諸表等の作成を要しないときは、貸借対照表及び収支計算書又はこれらに準ずる書類）

ロ 大学等の設置者（大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人に限る。）の役員（監事）を除く。）の氏名が記載された名簿

ハ 学校教育法第百九条第一項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する点検及び評価の結果

二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百七十二条の二第一項各号（同令第百七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあっては、同令第百八十九条において準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の一定の実務の経験は、その者の担当する授業科目に関連する実務の経験でなければならぬ。

三 前項第一号の実務の経験は、その者の担当する授業科目に關連する実務の経験でなければならぬ。

四 第一项第四号に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

五 第三条 法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 大学等の設置者が国（国立大学法人及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）を含む。）であること。

二 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。  
イ 大学等の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類において、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあっては、これに準ずるもの）が零以上であること。  
ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、（1）に掲げる資産の合計額から（2）に掲げる負債の合計額を控除した額（学校法人等以外の大学等の設置者にあっては、これに準ずるもの）が零以上であること。

（1） 学校法人会計基準別表第三に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券（以下この号において「運用資産」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて運用資産に準ずるもの

（2） 学校法人会計基準別表第三に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金並びに流動負債のうち短期借入金、1年内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この号において「外部負債」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて外部負債に準ずるもの

ハ 直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間に於いて授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるもの）が通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。同項において同じ。）が次の（1）又は（2）に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める割合以上であること。

（1） 大学及び高等専門学校 八割  
（2） 専門学校 五割

(大学等の確認要件の特例)  
第四条 第二条第一項第一号の基準に適合しない学部等がその教育上の目的に照らし同号の基準に適合しないことについて合理的な理由があるときは、当該学部等は、同号の基準に適合したものとみなす。

大学法人であるときは、第二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「二人以上含まれる」とあるのは「含まれる」とする。

3 大学等の設置者が国立大学法人法別表第一の第四欄に定める理事の員数が三人以下である国立大学等の設置者及び運営を主たる目的とする法人以外の法人又は個人であるときは、第二条第一項第二号の基準に代えて、当該大学等の教育について当該大学等の職員でない者の意見を反映することができる組織(当該組織の設置及び運営を定める規程が作成されているものに限る。)の構成員のうちに、当該大学等の職員でない者が二人以上含まれることを基準とする。

4 確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該大学又は高等専門学校は前条第一号ハに該当したものとみなす。一 直前の年度に当該大学(別科及び専攻科並びに大学院を除く。)又は高等専門学校(専攻科を除く。)を卒業した者(別科を除く。)、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占めた割合が九割を超える場合

5 確認大学等のうち、前条第一号ハに該当しない専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行つるものとして法第七条第一項各号に掲げる者(以下「文部科学大臣等」という。)が認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。(確認の申請等)

第六条 第二条第一項第一号の確認(以下単に「確認」という。)を受けようとする大学等が学校教育法第四条第一項又は同法第五条第一項の認可(大学等の設置に係るものに限る。)を受けようとするものであるときは、当該認可を受けた後遅滞なく、確認申請書を提出するものとする。

第七条 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該確認を受けた大学等の設置者に通知するものとする。

(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第六条 法第七条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

(確認の公表)

第七条 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、当該確認に係る確認申請書又は当該更新確認申請書(いずれも様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書の部分に限る。)をインターネットの利用により公表するものとする。

第八条 確認大学等の設置者は、法第九条第一項第一号又は第三号に該当することとなつたときは、遅滞なく、同項第二号に該当することとなつたときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。(確認要件を満たさなくなつた場合等の届出)

第九条 法第九条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにそ

の設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

(授業料等減免対象者の認定のための選考)  
2 前項の場合において、授業料等減免を受けようとする学生等が独立行政法人日本学生支援機構(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第二項の規定により独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者(以下「認定者」とい

う。)が認定を受けようとする場合は、当該学生等は、次条第一項に規定する選考の結果、その在学する確認大学等の設置者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなす。

3 授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める法定特別永住者として本邦に在留する者

二 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもつて本邦に在留する者であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 本邦で出生し、又は十二歳に達した日の属する学年の末日までに初めて本邦に上陸した者

ロ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部を卒業又は修了した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程(修業年限が三年以上のものに限る。)を卒業又は修了した者

(2) 学校教育法施行規則第一百五十条第五号から第六号まで又は第一百八十三条第二号に該当す

停止を受けた者の数)(聴聞決定予定日の通知)

第五条の二 大学等における修学の支援に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十三条第二項の規定による検査が行われた日

ハ 大学等の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると学校の長が認められた者

三 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると学校の長が認めた者

四 出入国管理及び難民認定法別表第一の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者

五 出入国管理及び難民認定法別表第一の永住者の在留資格をもつて本邦に在留する者であつて、同表の永住者又は永住者の配偶者等に準するとその在学する学校の長が認めたもの

第十一条 授業料等減免を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者であつて過去に第十五条第一項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

二 高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校的高等学校（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあっては、それぞれイ又はロに定める日ととする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

イ 第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この条において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなつた日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの

イイ 第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この条において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなつた日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの

ロ 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に入学しなくなつた日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの

リ 第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この条において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなつた日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの

リリ 第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この条において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなつた日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの

三 学校教育法施行規則第一百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

四 四 機構省令第二十三条の二第一項第二号に規定する認定試験受験資格取得年度の初日から機構省令第二十一条第一項第二号に規定する認定試験合格者（次号において単に「認定試験合格者」といふ。）となつた日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者（機構省令第二十三条の二第一項第二号に規定する機構確認者（次項第一号において単に「機構確認者」といふ。）を除く。）

五 認定試験合格者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

六 学校教育法施行規則第百五十条第六号又は同令第一百八十三条第二号に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後一日であるもの

七 八 確認大学等における学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当する者二以上の確認大学等に在学する学生等にあつては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行つている者選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

九 一 選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていることを認められること。

イ 高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること、当該確認大学等の入学者を選抜するための試験の成績が当該試験を経て入学した者の上位二分の一の範囲に属することと又は認定試験合格者であること。

ロ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもつて、当該確認大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

二 選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ G.P.A等がその在学する確認大学等（前項第二号イ又はロに掲げる者にあっては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表第二備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ 次の（1）及び（2）（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下この号において同じ。）が標準単位数（別表第二備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあっては、（2）に限る。）に該当すること。

（1）その在学する確認大学等において修得した単位数以上であること。

（2）将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもつて、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

三 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 減免額算定基準額（施行令第二条第一項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）次の（1）又は（2）に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）多子世帯における生計維持者の扶養親族（施行令第二条第二項に規定する授業料等减免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいすれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいすれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者又は特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者十五万四千五百円未満

（2）（1）に掲げる者以外の者 五万三千三百円未満  
ロ 選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額 二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあつては、一千二百五十万円未満）

四 前項第二号の規定にかかるわらば、次の各号に掲げる者であつて過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

五 第一項第二号イに掲げる者 編入学等の前に在学していた確認大学等



(生計維持者の変更等の届出)

**第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があつたときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあつた事項を確認大学等に届け出るものとする。**

(認定の取消し等)  
確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けたとき。

二 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当するとき。

三 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第一項に規定する退学又は停学(期間の定めのないもの又は三月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたとき。

四 確認大学等の設置者は、前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

五 確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定められた警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

**第十五条 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消したものとする。**

一 偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けたとき。

二 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当するとき。

三 確認大学等の設置者は、前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

四 確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定められた警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

**第十六条 授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が当該授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。**

一 前条第一項第一号又は第三号に該当するとき 当該各号に該当するに至った日の属する学年の初日

二 前条第一項第二号に該当するもののうち学業成績が著しく不良であると認められるものであつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき 当該学業成績に係る学年の初日(短期大学等にあっては、当該学業成績に係る学年の半期の初日)

三 確認大学等の設置者は、第十五条第一項及び前条の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対して、当該取消しの年月日並びに当該取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。(認定の効力の停止等)

**第十七条 確認大学等の設置者は、第十五条第一項及び前条の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対して、当該取消しの年月日並びに当該取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。**

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第三項各号のいずれにも該当しないとき(出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第九条第三項各号に該当することとなつた者を除く。)

二 日本国籍を有せず、第九条第三項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 確認大学等から休学を認められたとき。

四 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第一項に規定する停学(三月末満の期間のものに限る。次項第三号において同じ。)又は訓告の処分を受けたとき。

五 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める停止の区分に該当するとき。

六 公示対象学部等における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免の額が当該各号に定めた額を超過するとき。

七 公示対象学部等における直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十一条第三項各号に定めた額を超過するとき。

八 前項第八号に該当する者 第十三条第二項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出するものとする。

**第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。**

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第三項各号のいずれにも該当しないとき(出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第九条第三項各号に該当することとなつた者を除く。)

二 確認大学等から休学を認められたとき。

三 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第一項に規定する停学(三月末満の期間のものに限る。次項第三号において同じ。)又は訓告の処分を受けたとき。

四 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第一項に規定する停学(三月末満の期間のものに限る。次項第三号において同じ。)又は訓告の処分を受けたとき。

五 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める停止の区分に該当するとき。

六 公示対象学部等における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免の額が当該各号に定めた額を超過するとき。

七 公示対象学部等における直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十一条第三項各号に定めた額を超過するとき。

八 前項第八号に該当する者 第十三条第二項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出するものとする。

八 確認大学等の定める日までに第十三条第三項の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等に提出しないとき。

九 確認大学等の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等に對し行わないとき。

十 前号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

十一 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力が解除されるものとする。

一 前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍を有することとなつたとき又は第九条第三項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 前項第三号に該当する者 確認大学等から復学を認められたとき。

三 前項第四号に該当する者のうち停学の处分を受けたもの 当該停学の处分を受けた日から当該停学の期間(当該停学の期間が一月末満の場合にあつては、一月)を経過したとき。

四 前項第四号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの 当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

五 前項第五号に該当する者 同号に該当した後の最初に行われる適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める廃止又は警告の区分に定める基準に該当しないこととなつたとき。

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十一条第三項各号に定めた額を超過するとき。

七 前項第七号に該当する者 公示対象学部等に在学することとなつたとき(施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。)又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十一条第二項第三号及び四号に定める額に該当することとなつたとき。

八 前項第八号に該当する者 第十三条第二項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出したとき。

九 前項第九号に該当する者 届出事項(第十四条の二に規定する事項をいう。)をその在学する確認大学等に届け出たとき。

十 前項第十号に該当する者 授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

十一 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたとき。

一二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前の属する月の翌月から 授業料减免を停止又は再開するものとする。

十三 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、その者及び機構に對し、その旨を通知するものとする。

一 第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたとき。

二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前の属する月の翌月から 授業料减免を停止又は再開するものとする。

十四 前項の規定により授業料等減免対象が再開された月から同項の規定により授業料减免が再開された月の前月までの月数は、施行令第三条第一項各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号(同号及び同項第四号のいずれにも該当するときを除く。)の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。

(国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定)  
第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 選考対象者若しくは授業料等減免対象者はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合に規定する。

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかつた事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること(既に授業料等減免対象者としての認定を受けている学生等にあっては、授業料減免の額を変更すること)が必要となつた場合

三 選考対象者又は授業料等減免対象者が確認大学等に入学した日前一年以内に離職したことにより、授業料等減免を受けようとする年の収入の著しい減少が見込まれる場合(当該離職の日の属する年度又はその翌年度において市町村民税の所得割を課されている場合に限る)。

四 選考対象者又は授業料等減免対象者(第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く)が、公示対象学部等(大学(短期大学を除く)又は高等専門学校の学部等に限る)に在学する者(通信による教育を受ける者を除く)である場合であつて、施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

施行令第一条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる場合 次のイに掲げる額から口に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあっては(それを切り捨てた額))

二 前項第一号から第三号までに掲げる場合 次のイに掲げる額から口に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあっては(それを切り捨てた額))

三 前項第一号に掲げる場合 五万一千二百円

第十九条の二 施行令第三条第一項第一号の文部科学省令で定める月数)

(施行令第三条第一項第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受けれる月が異なる場合は、二十四月から認定専攻科に入学した日の属する月から授業料等減免を初めに受けれる月の前月までの月数を控除した月数とする。

二 前項第四号に掲げる場合 五万一千二百円

第二十条 施行令第三条第一項第一号の文部科学省令で定める月数)

(施行令第三条第一項第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受けれる月が異なる場合は、四十八月から専門学校に入学した日の属する月から授業料等減免を初めに受けれる月の前月までの月数を控除した月数とする。

(施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者)

二 確認大学等(確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。)に在学した者(確認大学等を卒業又は修了した者を除く。)で引き続いで確認を受けた専門学校(修業年限が一年のものを除く。)の第二学年以上に入学した者(学校の種類が同一のもの間に限る。)で転学した者

三 確認大学等の相互の間(学校の種類が同一のもの間に限る。)で転学した者

四 同一の確認大学等において、学部等の相互の間で転籍した者

五 短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者

(施行期日)  
第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。(施行前の準備)

第二条 この省令を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この省令の施行前ににおいても行うことができる。

(令和元年度における確認要件の特例等)

第三条 令和元年度における確認申請書の提出の時において、第二条第一項第二号又は第四条第三項の基準に適合していない大学等が令和二年四月一日までに当該基準に適合することが確實に見込まれるものであるときは、当該大学等は、当該基準に適合したものとみなす。

2 令和元年度における確認申請書の提出の時において、第二条第一項第四号ニに規定する評価の結果を公表していないことにより同号の基準に適合しない専門学校が令和二年度における更新確認申請書の提出の時までに当該評価の結果の公表を確實に実施すると見込まれるものであるときは、当該専門学校は、当該基準に適合したものとみなす。

3 専門学校(第三条第一号に規定する国又は地方公共団体が設置するものを除く。)に係る確認に当たつては、令和五年度までの間、第三条第二号ハの基準に代えて、直近の三年度のいずれにおいても、専門学校の収容定員の充足率が次に掲げる年度ごとに当該各号で定める割合未満であることを基準とする。

一 平成二十九年度から令和二年度まで

二 令和三年度 七割未満

三 令和四年度及び令和五年度 八割未満

4 令和元年度において確認を受けようとする大学等の設置者に係る第五条第一項の規定の適用については、「五月初日から六月末日までに」とあるのは「文部科学大臣等が定める日までに」とする。

(令和三年度における減免額算定基準額の算定の特例)

第四条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、令和三年四月から九月までの間は、第十九条第一項各号に掲げる場合のほか、選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が令和二年度分の施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において次のいずれかに該当する者であつた場合とする。

一 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。)で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

二 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。)で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が五百万円以下であるもの

三 前項の場合における施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第十九条第二項の規定にかかるわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額)同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零)とする。



<p><b>警告</b></p> <p>警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（二回目の警告が警告の項第二号に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して三回該当する場合を除く。）。</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなつた場合を除く。）。</p> <p>一 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。</p> <p>二 GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 授業料等減免対象者の在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するまでに、その取得が当該確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしい資格等であつて職業に密接に関連するもの取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること。</p> <p>ロ 满十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二年法律第一百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者、同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者又は機構省令第三十九条に掲げる者であつて、履修科目的授業への出席率が高いことその他の学修意欲が高い状況にあると認められること。</p> <p>三 履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。）。</p>
<p><b>備考</b></p> <p>一 この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。</p> <p>イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数（単位制によらない専門学校にあつては、単位時間数）を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第十八条号）第三十三条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生等にあつては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、学生等が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあつては、その月数（二月未満の場合にあつては、一月）を十二で除した数とする）を控除する。）を乗じた数（一未満の端数が生じた場合にあつては、これを一に切り上げるものとする。）</p> <p>ロ 大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二条第一項、専門職短期大学設置基準第十九条第一項及び専修学校設置基準第二十条の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数</p> <p>二 この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであつて、学生等の学業成績をGPA等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。</p>

三 授業料等減免対象者の学修意欲の状況については、履修科目の授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して、確認大学等が判定するものとする。

様式第1号

年 月 日

般

〔設置者の名称〕

〔代表者の役職〕 〔代表者の氏名〕

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

## ○申請者に関する情報

大学等の名称	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の種類 (いすれかに□を付すこと)	
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホーム ページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にレ点(□)を付けて下さい。

## □ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。

## □ 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点(□)を付けて下さい。

□ この申請書(添付書類を含む。)の記載内容は、事実に相違ありません。

□ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学等修学支援法」という。)に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

□ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

## ○各種式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

## ○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点(□)を付けて下さい。これらの書類を添付してください。(設置者の法人種別ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

## [①]実務経験のある教員等による授業科目の配置に関する

□ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表(省令で定める単位数等の基準数相当分)

□ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)(省令で定める単位数等の基準数相当分)

## [②-①]学外者である理事の複数配置に関する

□ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

## [②-②]外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置に関する

□ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

## [③]厳格かつ適正な施設管理の実施及び公表に関する

□ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

□ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)(省令で定める単位数等の基準数相当分)【再掲】

## ○その他

□ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料

□ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	学校名
設置者名	

I. ①直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請2年度前の決算	円	円	円
申請3年度前の決算	円	円	円

I. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	円	円	円

II. 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

大学・短期大学・高等専門学校で、II. 申請校の直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満の場合  
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度)5月1日時点の状況について  
(A) 又は (B) の「それから就職」

申請校の直近の進学・就職率の状況 (A) 学校基本統計を利用する場合

卒業者数(G)	就職者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)	
申請前年度の状況	人	人	%

申請校の直近の進学・就職率の状況 (B) 学校基本統計を利用しない場合

進学希望者(I)	進学希望者+就職希望者(J)	進学・就職率(I)/(J)	
申請前年度の状況	人	人	%

(I. ②の補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○ 「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

○ 「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第2号の1-①【(i)実務経験のある教員等による授業科目の配置】  
※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	設置者名
-----	------

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・ 通信制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の単位数				省令 で定める 単位 数	配 置困難
			全学 共通 科目	学部 共通 科目	専門 科目	合計		
	夜・ 通信							
	夜・ 通信							
	夜・ 通信							
	夜・ 通信							

(備考)

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名 (困難である理由)
-------------------

様式第2号の1—②【(1) 実務経験のある教員等による授業科目の配置】  
※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1—①を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
		夜・通信			

(備考)

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2—①【(2) —①学外者である理事の複数配置】  
※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2—②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事(役員)名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割

(備考)

様式第2号の2—②【(2)—②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2—①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】（令3文件令2・一部改正）

学校名	
設置者名	

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書（シラバス）を作成し、公表していること。
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）

授業計画書の公表方法	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）
客観的な指標の算出方法の公表方法

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施すること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】  
※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	公表方法
設置者名	

1. 財務諸表等 財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

2. 事業計画(任意記載事項) 単年度計画(名称: _____) 対象年度: _____)	公表方法:
中長期計画(名称: _____) 対象年度: _____)	公表方法:

3. 教育活動に係る情報 (1)自己点検・評価の結果 公表方法:
--

(2)認証評価の結果(任意記載事項) 公表方法:
-----------------------------

## (3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針の概要

学部等名	教育研究上の目的(公表方法: ) (概要)
卒業又は修了の認定に関する方針(公表方法: ) (概要)	
教育課程の編成及び実施に関する方針(公表方法: ) (概要)	
入学者の受け入れに関する方針(公表方法: ) (概要)	

## ②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法:
-------

## ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数(本筋者)							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	その他	計
人							人
人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人
b. 教員数(兼務者)							
学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計					
人	人	人					
各教員の有する学位及び業績(公表方法: (教員データベース等))							
c. FD・ファカルティ・ディベロップメントの状況(任意記載事項)							

## ④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他の進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a %	収容定員 (c)	在学生数 (d)	e/c %	編入学定員 (e)	編入学 者数 (f)
人	人	%	人	人	%	人	人	
人	人	%	人	人	%	人	人	
合計	人	%	人	人	%	人	人	
(備考)								

## b. 卒業者数・修了者数・進学者数・就職者数

学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (含派遣を含む。)	その他
人	人	人	人	人
(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)
人	人	人	人	人
(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	人	人	人	人
(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)
(全在学生数・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

⑤修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部専名	入学者数	修業年限期間内卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
合計	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
(備考)					

⑥授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること  
(概要)

⑦学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するここと (概要)					
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な単位数	G.P.A.制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の割合上限 (任意記載事項)	履修単位の割合下限 (任意記載事項)
		単位 点×無	単位 点×無	単位 点×無	単位 点×無
		単位 点×無	単位 点×無	単位 点×無	単位 点×無
G.P.A.の利用状況（任意記載事項）					
学生の学修状況に係る参考書籍（任意記載事項）					
公表方法：					
参考					

⑧校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するここと  
(概要)

⑨授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関するここと (概要)					
学部名	学科名	授業料 (単位)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑩大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するここと  
(概要)

①学生の修学に係る支援に関する取組 (概要)
②進路選択に係る支援に関する取組 (概要)
③学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要)

⑪教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：
参考 この用紙の大きさは、日本商業規格A4とする。

## (別紙)

この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。  
以下の欄には、該当する人数が1人以上10人以下の場合は、「-」を記載すること。該当する人数が10人の場合は、「10人」と記載すること。

学校コード(10桁)	
学校名(○○大学等)	
設置者名(○○の法人○○学園等)	

## 1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

支援対象者(家計急変による者を除く)	前半期		後半期		年間	
	内 部	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	
家計急変による 支援対象者(年間)						人
合計(年間)						人
(備考)						

本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修業の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

## 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限り。)	
		年間	前半期
修業年限で卒業又は修了できなことが確定	人	人	人
修業単位数が標準単位数の5割以上(5割未満の場合は、履修科目の並び順にあっては、履修科目の並び順に該当する修業単位数の割合に限る。)	人	人	人
出席率が5割以下その他の修業成績が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることにについて災害、疾病その他のやむを得ない事由があると認められず、遅延で認定の効力を失った者の数

年間	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限り。)	
		前半期	後半期
年間計	人	人	人

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	退学	人	
		3月以上の停学	人
年間計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末まで）の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数	
3月末までの停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 資格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

年間	前半期		後半期	
	標準単位数が標準単位数の6割以下 （最高成績によるない専門学校にあっては、質問紙に定める標準単位数を超過する割合）	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人	人
出席率が8割以下その他の修業状況が低い状況	人	人	人	人
計	人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

#### 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表(専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	
設置者名	

#### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

#### 2. 教育活動に係る情報

##### ①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
修業年限	全課題の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
昼夜		講義 演習 実習 実験 実技		
		単位時間 単位時間 単位時間 単位時間 单位時間		
年	単位時間／単位	／単位／単位／単位／単位／単位	単位時間／単位	
生徒総員数	生徒実員 うち留学生数 専任教員数 兼任教員数 総教員数			
人	人 人 人 人 人	人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

(概要)

成績評価の基準・方法

(概要)				
卒業・進級の認定基準				
(概要)				
学修支援等				
(概要)				
卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）				
卒業者数 (100%)	進学者数 (%)	就職者数 (自営業を含む。) (%)	その他 (%)	
(主な就職、業界等)				
(就職指導内容)				
(主な学修成果（資格・検定等）)				
(備考) (任意記載事項)				
中途退学の現状				
年度当初在学者数 人	年度の途中における退学者の数 人	中退率 %		
(中途退学の主な理由)				
(中退防止・中退者支援のための取組)				

## ②学校単位の情報

## a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
寄宿支援 (任意記載事項)				

## b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		

第三者による学校評議(任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## (別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄(合計欄を含む。)について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が10人以上の場合は、「10人」と記載すること。

学校コード(10桁)	
学校名(○○大学等)	
設置者名(学校法人○○学園等)	

## 1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

	支援対象者(家計急変による者を除く)	前半期		後半期		年間	
		人	人	人	人	人	人
内訳	第Ⅰ区分	人	人	人	人	人	人
	第Ⅱ区分	人	人	人	人	人	人
	第Ⅲ区分	人	人	人	人	人	人
	第Ⅳ区分	人	人	人	人	人	人
	家計急変による 支援対象者(年間)						人
	合計(年間)						人
(備考)							

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における該等の実績に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

## 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 通常認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

	右以外の大学等 右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないうことが確定	人	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下	人	人	人	人
出席率が5割以下その他の学修意欲が著しく低い状況	人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人	人
計	人	人	人	人
(備考)				

\*備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることに成り災害、疾病その他のやむを得ない事由があると認められず、遅延で認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
	年間	前半期	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学 3月以上の停学 年間計	人		
	人	人	人
	人	人	人
(備考)			

\*備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

### 3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停止を受けた者の数 3月末までの停学 調告 年間計	人		
	人	人	人
	人	人	人
(備考)			

\*備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

### 4. 準格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等 右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の5割以下	人	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人	人
出席率が8割以下その他の学修意欲が低い状況	人	人	人	人
計	人	人	人	人
(備考)				

\*備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。